



◎海外派遣員確定

本會の本年度事業に屬する技術員養成の爲米國に技術官を派遣することに就ては、豫て地方長官に依頼し人選中であつたが、兵庫縣土木部長田邊良忠氏と東京府勤務地方技師藤田周藏氏とを撰拔し東京兵庫兩縣知事の同意を得たので、兩氏を派遣員に決定し、去る三十日横濱出帆の大洋丸で渡米の途に就いた。

田邊氏は公務の都合で米國だけを視察し三ヶ月で歸朝するが、藤田氏は序に歐州に渡つて一ヶ年で歸朝する豫定である。兎も角多年問題と爲つてゐた地方技術官海外派遣のことが、本會の發動に依つて斯く容易に解決したことは喜

ぶべきであつて、兩君の視察に依つて得たものは又我が路政界に新味を送るであらう、彼地路政の長短を詳細に視察して本會の所期する効果を擧げて貰ひ度いと同時に兩君が無事に歸朝せむことを祈つて已まない。

◎幹事會開會

昭和四年度に於ける新事業と豫算編制の爲に、去る十五日午後五時丸の内日本俱樂部に於て幹事會を開いた、丹羽幹事を始め伊藤飯沼大村田中岩澤都筑及小島の八幹事が出席して協議した。新年度事業は理事會の議を経なければ確定しないが、善良な修路工夫の表彰、技術員養成事業の擴張など相當多數な事業を決定して散會した。何れ總會の議決を経て發表する筈。

◎村川神奈川縣道路主事の永眠

神奈川縣道路主事村川虎雄氏は、豫て腎臟病に罹り東京病院に入院加療中であつたが、急性肺炎を併發され去る二

十七日午前十一時長逝された。

氏は明治五年鳥取市に生れ、いま政界の花形役者である塚本清治氏や永田秀次郎氏等と共に二十七年第三高等學校法學部を卒業し、仕官して鳥取縣、拓殖務省、山梨縣、農商務省、兵庫縣と言つた順序に各廳に轉じ、明治四十一年内務屬と爲り居ること十二年、始終内務

省土木局に在つて我土木行政に盡瘁

された。明治の末葉から大正の中

葉にかけて我土木行政は劃期的の

進展を示してゐるが、氏は主とし

て河川行政に従事しながら土木局の

所管に屬する法令の立案には必ず參加し、

道路法の如きものも亦君の手を煩したことが頗る多い、從

つて土木行政の權威者として人も許し自負したのであつた

が、前鐵相仙石實氏の懇請に依つて猪苗代水力電氣會社に

入社し、後東京電燈會社に合併せらるゝに及んで同社の爲

に隨分活動された、併し東電の經營が營利一點ばりて王者



故 川 村 氏

のやうに横恣を極めるのを憤つて遂に昭和二年退社された。併しながら君をして閑地に暮さしむることは出来なかつた、昔氏の土木局在官時代に大書記官と言はれた池田宏氏が、氏の手腕人格を惜んで神奈川縣道路主事に任用し同縣路政の改善を期せられたが、惜しいことには本誌に登載した道路費用負擔金制度を確立したゞけで長逝されたことは、獨り神奈川縣の爲だけでなく

我が路政の爲に惜みても尙餘りある。

氏は無欲恬淡の質であつて、自己の榮

達を計るやうなことは一切之を斥けた、

三高を出たときに仕官を罷めて永田秀次郎

氏のやうに明治法律學校にでも入學されてゐたな

らば必ずや塚本永田兩氏と轡を並べて政界に活動された事

であらう、内務省在官當時も隨分榮達の途はあつて夫れを

獎めた人も多かつたが、何れも之を排して唯々土木行政の

爲に盡されたことは私共の常に敬服した所であつた、事務

を執ることを何よりの樂とし、緻密な頭でダン／＼進捗に

力められた所は到底人の及ぶ所では無い、氏が廊下を獨言いつて歩いた姿を見た人があるであらう、其獨言こそ事件の解決理由を物語つてゐるのであつた、斯く熱心に土木行政の爲に盡されたのである、併し其の功績に對し現制度の下に於ては國家より酬ゆるの途が無い、或は氏の性格からすれば褒賞の如きは言ふべきでないかも知れないが、行政制度を變改する度毎に其の事務に従事した者が國家賞典に浴するに拘はらず、十數年の永きに亘つて我が土木行政に盡した氏が獨り何等酬ひらるゝことなく、所謂椽の下の力持否な隠れた功勞者として世を終られたのは現制度の不公平を物語るものであつて吾人の頗る遺憾とする所である。

氏は酒豪であつた、酔へば「吾人が」を連發して政治論を始めるのを常とした、酒量を問へば西久保弘道と對等だと答へる、夫れ程の豪者であつて兩氏はよく呑んだものらしい、病院に在るのときも、全快すれば酒が飲めるだらうかと心配されてゐたが、其の心配も今は無となつた、今回の病氣も酒が一原因を與へてゐるであらう、所望された酒も

飲み得ず在世中の功績も國家より褒賞されずして逝く、人生の慘事と言つて可い、併しながら君が盡した土木行政は世と共に限りなく後世に残るであらう以て冥目すべきである(三月三十日告別式に參列して田中好)

◎岡山縣に於ける會員の増加

本會の趣旨が漸次社會に認識され日を逐ふて會員の増加を觀つゝあるが、今回岡山縣に於ては三邊知事宮島土木課長の盡力に依つて多數の會員を募集され、本會の基礎益鞏と爲るに至つた。左に芳名を掲げ縣當局に感謝の意を表する。

- | | |
|--------------|-----------|
| 御津郡江興味村長殿 | 阿哲郡新砥村長殿 |
| 阿哲郡神代村須田石太郎殿 | 同 郡草間村長殿 |
| 中國合同電氣株式會社殿 | 岡山瓦斯株式會社殿 |
| 岡山電氣軌道株式會社殿 | 上道郡西大寺町長殿 |
| 岡山電燈株式會社殿 | 眞庭郡勝山町長殿 |
| 勝田郡町村長會長殿 | 藤田鑛業株式會社殿 |
| | 柵原鑛山事務所殿 |

同 郡飯岡村長殿

同 郡梶並村長殿

英田郡林野町長殿

同 郡河會村長殿

同 郡江見村長殿

同 郡栗井村長殿

勝田郡湯郷村長殿

片上鐵道株式會社殿

和氣郡三石町長殿

倉敷市大橋平右衛門殿

倉敷市大原彌三郎殿

倉敷市原 澄治殿

邑久郡牛窓町長殿

兒島郡野崎丹斐太郎殿

兒島郡星野義兵衛殿

都窪郡構手安太郎殿

都窪郡姫井繁次殿

岡山タクシー自動車株式會社殿

○路政に關する建議一束

公益法人又は團體が公益上の見地に基いて各省に意見を提出することは行政の改善を促すことゝ爲つて寔に喜ぶべきである、最近内務省が接受した建議の中で道路行政に關係あるものを拾つてみると左の通りであつて、何れも相當有力な建議であるから當局に於て其の對策攻究中である。

○街路照明ニ關スル建議

輒近都市ノ發達ニ伴ヒ街路交通益々頻繁ナ加フル折柄街路構造令施行セラレ鋪裝、街路樹其他街路ニ關スル諸般ノ事項ニ亘リ規定ヲ設ケラレ洵ニ機宜ニ適セルモノト奉存候然ルニ公衆ノ保安、衛生上ハ申スニ及ハス市街美觀ノ増進上ヨリ見ルモ街路照明ハ都市計畫事業ノ一トシテ忽諸ニ付シ難キ事項ナリト信シ候得共之レニ關シテ何等ノ御規定無之ハ洵ニ遺憾トスル所ニ御座候ニ付テハ同法令中ニ街路照明ノ完備普及ニ關スル相當條項ヲ追加セラレ候様御詮議相仰度此段建議仕候

昭和三年三月十四日

電氣協會會長 渡 邊 修

内務大臣 鈴木喜三郎殿

○國府縣道ヲ橫斷スル鐵道軌道線路ノ平面

交又ニ關スル請願

從來鐵道軌道敷設ニ際シ多クハ主要幹線道路トノ平面交又ヲ認メラレ候モ昭和二年中鐵道又ハ專用軌道敷設ノ爲メ都市又ハ其ノ附近ニ於ケル國道又ハ指定府縣道、主要ナル街路トノ平面交又ハ之ヲ認メサルコトニ御省議決定相成候爲爾來其ノ出願ニ對シテハ凡テ許可セラレサルコト、相成候右ハ道路交通ノ安全ヲ考慮セラレタル結果ト被認候モ實際ハ國道又ハ指定府縣道主要街路タリトモ比較的交通ノ繁劇ナラスシテ平面交又ヲ許スモ更

ニ危険ノ虞レナキモノモ少カラス此等ニ對シ凡テ劃一ニ之ヲ許サレサルハ徒ニ企業者ニ過重ノ負擔ヲ課シ事業ノ發達ヲ阻害スルニ過キサルモノト被認候之レ本會カ昭和二年八月鐵同外甲第三〇號ヲ以テ之カ許可ニ關シ請願シタル所以ニ有之候尤モ當時地方廳ニ對スル御省通牒中特ニ平面交叉ヲ避クルコト能ハサル理由ノ存スル場合ハ國道ト指定府縣道ノ交叉ニ限リ其ノ處分前豫メ事情ヲ具シ本省ニ協議スヘキ旨指示セラレ候モ實際ニ於テハ殆シト一般平面交叉ヲ禁止セラル、ノ結果トナリ爲ニ當業者ノ蒙ル不便不利ハ誠ニ尠カラサルモノ有之候依テ客年二月定時會員總會ノ決議ニ依リ同三月鐵同辰甲第一三號ヲ以テ重ネテ請願致候モ未タ認容セラル、ニ至ラス當業者一同ノ甚々困惑スル處ニ有之候就テハ何卒右ノ事情ヲ察セラレ平面交叉ハ實際交通繁劇ニシテ危険ノ虞レアルモノ、外ハ之ヲ許可セラル、様詮議相成度

右本年二月定時會員總會ノ決議ニ依リ重ネテ及請願候

昭和四年三月十四日

鐵道同志會會長 根津嘉一郎

內務大臣 望月圭介殿

○地方交通網整理ニ關スル請願

從來鐵道軌道ト自動車トハ其ノ監督官廳ヲ異ニセル爲往々ニシテ兩者ノ間重複交錯ヲ來シ爲ニ兩者共經營困難ニ陥ルモノ尠ナ

カラサルニ至リ候處客年十一月自動車監督權ノ御省ニ移管セララルニ際シ地方廳中或ハ事務整理ノ名ニ於テ自動車營業ヲ濫許シタル爲地方交通網ハ益々錯綜紛亂ヲ醸成シ兩者ノ間愈無益ノ競爭ヲ增大スルニ至リ候斯クテハ此等交通機關ノ圓滿ナル發達ハ到底期シ難ク寒心ノ至ニ堪ヘサルニ付テハ速カニ地方交通網ヲ整理シ以テ如上ノ弊害ヲ防止シ監督權統一ノ實ヲ舉ケラレ度本年二月本會定時會員總會ノ決議ニ依リ請願仕リ候

昭和四年三月二十五日

鐵道同志會會長 根津嘉一郎

內務大臣 望月圭介殿

○軌道車輛連結運轉ニ關スル請願

大正十二年十二月鐵道省令第五號軌道運轉信號保安規程第十四條ニ依レハ「併用軌道ニ於テハ車輛ヲ連結シテ運轉スルコトヲ得ストアルモ近時交通量激増シ極力輸送力ノ増加ヲ計ラサルヘカラサルニ當リ極端ナル發車時隔ノ短縮ハ運轉速度ノ底下ヲ來シ却テ輸送力ヲ減少セシムルノミナラス一面又道路交通ノ安全ヲ阻害スルニ至ルヲ以テ寧ロ連結運轉ヲ行ヒテ適度ノ發車時隔ヲ保テ以テ輸送力ノ増加ト交通ノ安全トヲ期スルニ如カサル場合甚々多ギテ認メ候而テ軌道ノ乘合自動車等ニ比シ優越セルハ大量輸送ノ點ニ存スルモ連結運轉ヲ一般のニ禁止セラル、ニ於テハ此ノ長所ヲ發揮スルコト能ハス軌道業者ノ甚々遺憾トス

ル處ニ有之候尤モ右規程第一條中「但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラサルコトヲ得」ト規定スルモ實際上之カ認可ヲ得ルコト容易ナラサルノミナラス特殊ノ事情ニ依リ短期間連結運轉ヲ爲スヲ得策トスル場合ノ加キハ認可申請中機ヲ失スルノ虞モ有之候ニ付テハ何卒路面交通ノ狀態ニ依リ本規程中ニ連結運轉ヲ爲シ得ル場合ヲ明記シ以テ大量輸送機關ノ特徴ヲ發揮セシムルト同時ニ當業者事業經營上ノ利便ヲ圖ラレ度

右本年二月定時會員總會ノ決議ニ依リ請願仕候

昭和四年三月十四日

鐵道同志會會長 根津嘉一郎

內務大臣 望月圭介殿

○軌道運轉信號保安規程中改正ニ關スル請願

大正十二年十二月鐵道省令第五號軌道運轉信號保安規程中第十八條軌道運轉速度ノ緩和方ニ關シテハ客年二月定時會員總會ノ決議ニ依リ同三月鐵同辰甲第一號ヲ以テ請願致候處未タ實現スルニ至ラス當業者ノ最モ苦痛トスル所ニ有之候ニ付テハ何卒速カニ之カ改正ノ儀詮議相成度

本年二月定時會員總會ノ決議ニ依リ重ネテ及請願候

理由

現行軌道運轉信號保安規程第十八條ハ併用軌道ニ於ケル車輛ノ

運轉速度ハ一時間平均十六キロメートル又ハ十哩、最高二十四キロメートル又ハ十五哩ヲ超ユルコトヲ得サル旨ヲ規定シアリ要ハ依テ事故ノ防止交通ノ安全ヲ期スルニ外ナラス然レトモ現今機械ノ發達運轉作業ノ進歩ハ一定軌條ノ上ニ運入スル軌道ニ對シ如上ノ制限ヲ緩和スルモ充分交通ノ安全ヲ期スルコトヲ得ルノミナラス速度ヲ重要視スル最近ノ交通需用ノ實況ニ鑑ミ速度制限ノ緩ナル自動車ノ許容速度ニ對シ甚タ當テ缺クモノト認

昭和四年三月十四日

鐵道同志會會長 根津嘉一郎

內務大臣 望月圭介殿

○荷馬車ノ輪帶幅ニ關スル陳情

昭和四年一月二十一日ヨリ三日間開催ノ本協會第三回定時總會ニ於テ別紙ノ件ヲ審議シ之カ實現ヲ計ルコトニ決議仕候ニ付願意御採納被下度此段陳情仕候也

昭和四年一月二十五日

社團法人 帝國馬匹協會々頭 松平 頼壽

內務大臣 望月圭介殿

記

一 荷馬車輪帶幅ニ關スル內務省令改正ノ件

一 內務省令道路取締規則中荷馬車ノ輪帶幅ヲ二寸以上ト改

正セラレタキコト